

鴨川市地域公共交通会議 令和3年度第2回会議

会 議 録

日時：令和3年9月24日（金）

午後2時30分から午後3時15分まで

場所：鴨川市役所 7階会議室

1 会長及び委員

役職等	所属・職	氏 名	備 考
会 長	鴨川市 副市長	平川 潔	
副会長	社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会 局長	羽田 幸弘	
	日東交通株式会社 運輸部 部長	高橋 晴樹	
	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	成田 斉	
	有限会社鴨川タクシー 代表取締役	本多 信介	
	日東交通労働組合 安房支部長（鴨川担当）	佐藤 亮司	
	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	中村 元	
	千葉県鴨川警察署 交通課長	太田 雅之	
	千葉県安房土木事務所 鴨川出張所 所長	田中 武彦	
	東日本旅客鉄道株式会社 安房鴨川駅 駅長	山田 茂夫	
	利用者代表	藤本 文子	公募委員
	利用者代表	手塚 治代	

【欠席委員】

役職等	所属・職	氏 名	備 考
	小湊鐵道株式会社 事業部 部長	宮崎 隆一	
	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班 班長	渡邊 彰	
	鴨川市校長会 会長	庄司 義広	
	利用者代表	里見 桂子	

2 事務局

所属・職	氏 名	備 考
鴨川市経営企画部まちづくり推進課 課長	鈴木 克己	
鴨川市経営企画部まちづくり推進課 課長補佐	藤代 公貴	
鴨川市経営企画部まちづくり推進課 政策推進係 係長	太田 吉紀	
鴨川市経営企画部まちづくり推進課 政策推進係 主事	加藤 貴啓	

[配布資料]

- ・席次表、出席者名簿、委員名簿
 - ・資料1 鴨川市公共交通の令和2年度実績について
 - ・資料2 大学線について
 - ・資料3 「チョイソコかもがわ」実証運行計画の変更について
-

■議事要旨

1 開会（午後2時30分） 司会 経営企画部まちづくり推進課 鈴木課長

- ・配付資料の確認
- ・会議の成立、公開の報告
- ・交代委員の紹介

2 会長あいさつ

（要旨）

ご多用の中、出席いただき感謝する。

また、新たに就任された委員については、改めてよろしくお願い申し上げる。

本日の会議では、次第のとおり1件の報告に加え、2件の事項について、ご協議をお願いする。

詳しくは、事務局から説明があるが、忌憚のないご意見をいただけるようお願い申し上げ、会議の冒頭に当たっての挨拶とさせていただきます。

3 議事 議長 平川会長

会長を議長として進行。

会議録署名人として、高橋晴樹 委員を指名。

報告案件1 鴨川市公共交通の令和2年度実績について
（事務局から、資料1に即して説明。）

※委員からの意見等はなし。

協議案件1 大学線について
（事務局から、資料2に即して説明。）

※委員から3件の質問、1件意見あり。

成田委員：当該路線に係る赤字相当額を市が補助しているとのことだが、令和4年4月に城西国際大学観光学部が移転するまで徐々に利用者が減り、想定以上の赤字額となることも考えられる。このような場合でも、その赤字相当額を補助するのか。

また、当該路線の休止後、コミュニティバス南ルートがベイシア付近への利用の代替手段となるとのことだが、運行内容の変更等、要望があった場合、対応する予定はあるか。

事務局：1点目、当該路線に係る補助金について、そのような場合にも赤字相当額を補助する。

2点目、当該路線休止後にコミュニティバスに係る要望があった場合には、その内容を精査し、検討する。

成田委員：利用者数の推移を観察し、一定以上の減少があれば、計画的な減便を検討してはいかがか。

事務局：そのような状況となった場合には、減便等について城西国際大学及び日東交通（株）と協議する。

羽田委員：コミュニティバス南ルートについて、便数など詳細を伺いたい。

事務局：便数としては4往復便が、大学線と同じくベイシア付近の2か所の停留所、「横渚橋」及び「横渚」に停車する運行としている。

↓

資料のとおり承認

協議案件2 「チョイソコかもがわ」実証運行計画の変更について
(事務局から、資料3に即して説明。)

※委員から質問3件あり。

成田委員：当該事業の実績を伺いたい。

また、今回の変更による他の公共交通への影響はあるのか。

事務局：1点目、当該事業の実績については、令和3年4月から7月までの運行で347件の利用があり、この内134件が亀田総合病院での乗降で最も多い。
2点目、当該事業については、利用の対象が長狭地域の住民であって事前に会員登録をしている者であること、乗降可能な場所は会員自宅等及び予め決められた共通乗降場所のみであること、亀田総合病院から安房鴨川駅までといった鴨川地域の共通乗降場所間の移動はできないこと等の制限が設けられている。これらの制限により、他の公共交通への影響は軽微であると考えられることから、本会議の承認を経て導入されることとなった。

今回の変更は、これらの制限に係るものではないため、他の公共交通への影響は軽微なものと考えている。

成田委員：鴨川地域の共通乗降場所間の移動は不可とする制限の撤廃を申し入れられた場合にも、本会議に諮られるのか確認したい。

議長：仰るもの含め、これらの制限は本会議の承認における最も重要な要件であるため、事業主体から撤廃等の変更の申し入れがあれば、本会議にお諮りする。

↓

資料のとおり承認

なお、本会議において協議が調ったことを証する書類について、国への申請等の段階で、軽微な変更が必要とされた場合の対応については、会長及び事務局に一任された。

4 その他

事務局：2点、報告する。

1点目、例年、市内小学校の児童を対象に実施している「公共交通乗り方教室」について、今年度開催予定の小学校と協議した結果、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、開催を見送ることとなった。

2点目、次回会議を10月下旬頃に予定している。次期「鴨川市地域公共交通計画」に関して協議いただきたく考えているため、よろしくお願いします。

5 閉会（午後3時15分）

以上

令和3年10月18日

会議録署名人 高橋 晴樹